



あいさつ



いつも大変お世話になり、
厚くお礼申し上げます。

先の第187臨時国会の会期終盤には、地方の景気回復に最優先で取り組むための消費税の増税の1年半延期、そして、リーマンショックのような経済危機等がない限り、社会保障の安定化や財政健全化等の観点から平成29年4月には確実に10%に引上げることを中心とした大義として衆議院が解散され、皆様には年末お忙しい中、大変なご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

そのような状況にも関わらず、自公連立政権の政策をご支持下さり、前回並みの議席を獲得させて頂いたことに厚く感謝申し上げます。この結果を重く受け止め、鳥取をはじめとする地方の景気回復、そして地方創生に一層気を引き締めて取り組んで参ります。

私も議員生活2年目を迎え、参議院ではデフレ脱却と財政再建に関する調査会で理事に就任させて頂いたほか、自民党では水産部会の副部長など、様々な役職を与えられ、何かとやりがいのある充実した毎日を送らせて頂いております。

また、昨年11月には、鳥取県も大いに関係のあるジオパークによる地域活性化を推進する議員連盟を、与党である自民党・公明党の有志約90名で立ち上げ、石破先生に会長になって頂き、私は事務局長として事務の中心を担わせて頂くことになりました。

皆様ご存じのとおり、ジオパークとはユネスコが支援するプログラムであり、「大地の公園」とも呼ばれ、ジオパークを有する地域では、科学的に価値が高く、景観としても美しい地質・地形のある自然遺産を保護・保全し、教育や防災、観光、ジオツーリズム等を通じて、地域の持続可能な開発・発展を目指しています。議連としては、近未来の深刻な人口減少社会を見据え、国あげて地方創生に取り組んでいる今日、ジオパークを活用した地方の取組は地方創生の起爆剤になることが期待されるため、国も所管省庁を設け、「ユネスコ・ジオパーク」への昇格に向けた支援を含め、国として一体的な支援・推進体制を構築するよう求めるとともに、ジオパーク活動に積極的に取り組めるよう、使い勝手の良い交付金制度の創設等の要望を行い、政府から前向きな回答を頂きました。今後ともしっかりと政府の取組をフォローし、少しでもジオパークを有する地域の発展に貢献していきたいと考えています。

最後に、参議院選挙制度改革について前回に続き報告します。昨年末に、参院各党の幹事長クラスで構成する「参議院選挙制度協議会」の報告書がとりまとめられ、各党の代表者クラスで構成される検討会に提出されました。今後、検討会で報告書を基に改革案を精査し、今年の通常国会終了まで（6月頃）に正式決定した上で公職選挙法を改正する予定となっております。

昨年4月に協議会座長から鳥取県を含む22府県の合区を行う私案が提示されて以来、参

議院自民党内で検討会を設置し、私もメンバーの一人として、合区への反論、そして、代替案作成の議論に精力的に参加してきました。やはり、人口が少ないという理由だけで、都道府県制度の見直しもまま、戦後一貫して続いてきた都道府県単位の様々な意見集約を図るシステムを壊し、経済力も財政力も弱い地域を切り捨てるようなことがあってはなりませんし、地方創生にも逆行するものであり、合区は不適切と考えます。

しかしながら、自民党内でさえも一枚岩ではなく、最高裁判決を踏まえると、最低限鳥取と鳥根の合区はやむを得ないとする意見も一部あり、予断を許さない状況が続いています。こうした中、一本化は未だできていませんが、自民党も複数案（①定数は正②合区③定数は正十合区）をとりまとめ、他党の対案とともに上記報告書に記載されています。自民党の案には合区をしない案もあり、一定の評価ができますが、勝負はまさにこれからです。

なお、自民党の複数案の前提には、「平成28年の参院選挙では現行憲法で対応しつつ、近い将来の憲法改正を掲げ、全ての都道府県が3年改選ごとに少なくとも定数1を確保し、全国比例代表と共に参議院を構成するよう明記することを旨とする」と記載されています。

この前提によれば、蟻の一穴で合区に歯止めがかからなくなる事態を避けるためにも、まずは定数は正で、さらには投票率の加味など、憲法改正までのつなぎ役としてできる限り相応しい改革案にすべきと考えており、引き続き微力を尽くしてまいります。

おわりに、日頃の皆様の温かいご支援、ご協力に改めて感謝申し上げますとともに、皆様の益々のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。今後とも変わらぬご厚誼のほど、何卒よろしくお願い致します。

平成27年度税制改正において、以前から要望していたふるさと納税制度が拡充されました!

ふるさと納税制度の拡充内容

① 控除額の拡充

都道府県、市区町村に対する寄附の内、2千円を超える部分について、個人住民税所得割の2割(従来は1割)まで、所得税と合わせ全額が控除されます!

② 申告手続きの簡素化

従来、寄附をされた方で税額控除希望の方は全て確定申告が必要でしたが、確定申告不要の給与所得者等は、寄附をしても確定申告が不要になります!

※①は平成27年1月以降、②は平成27年4月(寄附者が確定申告をした場合や5を超える地方団体に寄附した場合は対象外)以降の寄附から適用。

※鳥取県内在住の方が県内外に寄附をされると、鳥取県や県内市町村の住民税収が減ることになるため、できる限り県外(特に地方税収の豊富な大都市圏)の方に寄附(応援)を呼び掛けて頂くようよろしくお願い致します!

ふるさと納税に関する決算委員会 (平成26年5月)の主なやりとり

質問(舞立)

まず、総務省にふるさと納税制度について質問致します。ふるさと納税に關します本格的な議論は、平成十九年五月の菅総務大臣、今の官房長官ですが、の問題提起から始まり、延べ九回の研究会会合での検討を経て、平成二十年度の税制改正により、県や市町村の地方団体に対する寄附金を、いわゆるふるさと納税として個人住民税から一定額を控除する制度が創設されたところです。

私は当時新潟県庁に出席しており、ちょうど中山間過疎・離島地域の担当課長として、新たに二十年度からふるさと納税が始まるということであるふるさと納税担当課長も追加で拜命し、このふるさと納税については非常に多くのことを学ばせていただきました。

県庁内での横との連携、そして市町村との連携、JA等の民間団体との連携、特に私は、新潟から東京に出ている一生懸命頑張っておられる東京新潟県人会の皆様方との付き合いが非常に多くあったわけですが、そこでふるさとへの思いを形にするということ、当時は色々と企画して寄附を呼びかけたこともあり非常に思いが強い制度です。昔話をするとうすうす三十分の持ち時間が終わってしまいますので、早速質問に入ります。ふるさと納税の制度開始から五年間たちました。この五年間の実績を含めて、このふるさと納税制度の意義や効果等について、総務省として改めてどのように評価しているのかお聞かせ下さい。

答弁(新藤総務大臣)

舞立委員は、かつて住民税を担当する市町村税課に在籍したこともあるということで今まさにその思い入れの一端を述べていただきました。

これは、非常に国民の間でも認知が高まった、そしてそういう意味では、気持ちの通ったいい制度だと思っております。そして、実績を見ますと、導入当初平成21年度分の住民税、すなわち平成20年中にされた寄附については、寄附者が約3万3千人、寄附額73億円で始まったわけでありまして、24年度分は、23年3月の東日本大震災によりまして被災地の地方団体に多くの寄附金が寄せられたこともあり、寄附者は74万人、合計寄附額が約649億円と大幅に伸びました。直近の平成25年度分においては、寄附者数が10万6千人、合計寄附額が130億円となっています。

この制度により、地方から都会に出ていった方が改めてふるさとについて思いを致すきっかけになる、さらに、ふるさと納税を通じて自分が居住していない地方団体における独自の取組等に対する関心、参加意識が高まったこと、これが挙げられると思います。

一方地方自治体の方も、受入れ側として様々な取組工夫をしております。寄附者との間で新たな交流が生まれ、中にはこれをきっかけにして移住につながる例も出ています。地域コミュニティーの維持ですとか地域の魅力の発信、こういったものにも寄与しているのではないかと思います。

今後とも、各地方団体においてこの制度をより多くの方に御活用いただくように積極的な情報発信を努めるとともに、これまで以上に地域の魅力付けのために様々な工夫をしていただいて、それがひいては地域の活性化に役立つことを私としては願っております。

質問(舞立)

私もそのような効果、非常に大きいと思いますので、是非これまで以上に推進していただきますようによくお願いします。そこで、ちょっと突っ込んでお聞きしますが、平成19年、ふるさと納税研究会報告書の記載に、制度導入前には、大都市圏の首長の方々、ふるさと納税分だけ税が減収になると危惧されていたようですが、当時心配されていた事態は実際に生じているのでしょうか。大都市圏にどの程度影響が生じているのか、説明していただきたいと思えます。なかなか一般論として説明しにくいということでしたら、例えば一都三県、東京、埼玉、千葉、神奈川と、この固まりでの税収や寄附金控除額のこれまでの実績等を基に分析して説明していただければと思います。

答弁(米田総務省自治税務局長)

ふるさと寄附金の財政上の影響につきましては、これは寄附金をした住所地の都道府県、市町村が減収になるという問題がある一方で、寄附金を受け取った側にとりますと、これはその受け取った分だけ財政的に有利になるということになります。

現在のところ、どの都道府県や市町村に対して寄附を行ったか、受け取った側が幾ら受け取ったかについては少しデータがございませんので、減収の方の実績について申し上げます。御指摘ございました一都三県、東京、埼玉、千葉、神奈川のそれぞれの都県及びこの域内の市町村がふるさと納税に係りまして寄附金控除を行いました実績です。導入当初の平成21年度分については、この控除額、いわゆる住民税の減収額になりますけれども、これが約8億円です。ちなみに、全国

ですと、これは約19億円でした。同様に、22年度分は約9億円、23年度分は同じく約9億円、24年度分は約100億円、直近の25年度分は約20億円となっております。

一方で、これらの一都三県及び域内の市区町村合わせまして個人住民税の税収は、いずれの年度においても4兆円を超える規模となっております。したがって、これらの数字を見る限りでは、全体としてふるさと納税による影響は小さく、これらの団体の財政運営に支障を来すことはないと言えると考えています。

質問(舞立)

御指摘のとおりだと思います。個人住民税収は大体年間12兆円程度で安定していると思えます。一都三県も4兆円程度で安定していると。このふるさと納税というのは、ざっくり言いますと一割程度この税額から控除できるということで、一都三県の約四兆からすると四千億程度は税額控除できるような感じになると思えます。しかし実際、5年平均でも10億程度で、いわゆる一都三県の4兆の1割の4千億円に対してもその0.2%程度にすぎないということで、当時大都市の首長が心配しているような状況にはほとんどなっていないのではないかと考えております。

そしてまた、全国でも、全国の5年平均で約60億。大体年間12兆の個人住民税収があると。それからすると、税額の0.05%の水準でしかないということで、今のところささやかな取組ではないかと認識しております。

そこで、一方で、先ほど税収減の側面と歳入増の側面というような御説明がありました。今自治体の方では、本当に一生懸命このふるさと納税制度を使って地域活性化のPR、ネタづくりをしているところなんです。

私の地元の鳥取県、人口が一番少ない県ですが、私の先輩でもあります平井知事、本当に鳥取県の情報発信、PRに努めているところなんです。例えば、スターバック又は鳥取県だけがないということで、「スタバはないけど日本一のスナバ、鳥取砂丘はありますよ」とか、セブンイレブンも鳥取県にないのですが、非常にいい温泉がいっぱいありまして、「セブンイレブンはないけど、日本一イキブンになれるところだ」というような、ちょっと自虐ネタとも言われておりますけれども、そういうふうなことで、非常に自然や食が豊富でございませぬ。

このふるさと納税については、福井県の方で全国取りまわめてふるさと納税情報センターをつくっております、そこでの数値によりますと、個人も法人も入っている場合があるとか正確ではないかもしれませんが、昨年度、鳥取県は3億円以上の寄附が集まりまして、都道府県の中では全国一位とも言われていまして、これを基に是非、鳥取県を応援していただきたいと一生懸命頑張っているところでございます。

そこで、都市と地方の財政力格差の是正、そして地域活性化を更に促進する観点から、今上限額は一割になっておりますが、もっと地方団体が頑張れば寄附が獲得できるという思いも込めまして、この上限を、例えば二割に引き上げていく、ということも検討に値すると思えますが、大臣の御見解をいただければと思います。

答弁(新藤総務大臣)

このふるさと納税制度は、個人が都道府県、市区町村に対して行った寄附額のうち2千円を超える部分について所得税と個人住民税から控除を受けることが

できる、寄附額は全額控除されるのが個人住民税所得割額の一割を上限としていると、こういう立て付けであります。

この制度をつくる際に、ふるさと納税研究会という中で御議論いただいたその報告書がベースになっているわけですが、その際に、納税者間の公平性の確保の観点から、一般の社会通念に照らし、負担の公平感を損なわない程度の水準とする必要があると。これは、上限を引き上げるほど高所得者にとってより有利となる制度となつてはいけないと、こういうことが示されました。それから、地域社会の会費という個人住民税の性格を踏まえれば、所在地の地方団体に納付される個人住民税額が大きく減少する仕組みを取ることは適当ではなく、一定の上限額を設定する必要があるというようなことがあつて今回のようになったわけです。

今委員の御提案につきましては、そういった元々のことを留意しなければいけない、そして今年目でありますから、そういったものも踏まえながら、総務省としては、この制度が更に広く活用されるような取組を進めていきたいと考えております。

質問(舞立)

大臣ご指摘の高所得者ほどメリットを受けることについては上限を設ければいいですし、税収減の影響にも考慮すべきということについては、今のところほとんど影響はない状況であります。今重要なのは、むしろ、歳入増という側面にもっと光を当てるべきではないかと思えます。ふるさと納税の利用者、そして地域活性化の観点から、手続の簡素化の面も含めて是非とも拡充の方向で検討いただければと思えます。ありがとうございます。

平成26年9月～11月

第187回臨時国会における舞立昇治の主な質問の機会



農林水産委員会

平成26年10月16日

- 飼料用米の生産振興及び配合飼料工場への流通経費支援
- 中山間地域等直接支払制度の延長・拡充
- 森林整備加速化・林業再生基金事業の評価及び延長・拡充
- 水産業の燃油高騰対策、セーフティーネット対策等の延長

質問(舞立)

自由民主党の舞立昇治でございます。まずは西川大臣、そして小泉副大臣、そして佐藤政務官、本当に御就任おめでとうございます。私としまして、農林水産業の振興はこの五年、十年が勝負だと思っておりますので、ベテランぞろいの先生方ということで大変期待しておりますので、是非、引き続き御尽力、御活躍いただきますようによろしくお願いいたします。

それでは私の質問に入らせていただきますが、まず最初に、本日一番パツターで山田修路先生がTPP、そして農協、農業委員会改革、そして米価の下落、そして米の需給問題等について質問されましたが、私としても同じ思いですので、是非適切な対応をよろしくお願いたします。念のため、念押ししたいと思います。

その上でまず一点目の質問ですが、

飼料用米の生産振興についてです。今農林水産省は、主食用米の需要が毎年八万トンずつ減少していくというトレンドがある中で、安定した需給調整を図るために、飼料用米等の需要のある非主食用米への転換を推進し、主食用米の生産を抑えて需給をタイトにして、米価の適切な水準の維持を図ろうとされているところです。

農村の現場では、この飼料用米の生産振興に係る現行の交付金制度がいつまで続くのかと。そして、飼料用米に転換するとなると、設備投資などあれこれ金がかかると。現場では制度の周知もまだまだの状況でして、主食用米から飼料用米への転換になかなか踏み切りがつかない状況というのが私の認識でありまして、感想でございます。

そうした中で、飼料用米の生産が現在十八万トン程度ということで、全農も来年度は六十万トンを目標に、そして日本飼料工業会は、中長期的には約二百万トンの需要があるということを書いておられますし、国も、利用可能量は四百五十万トンあると言われているところでございます。そういう中で、この飼料用米の交付金制度につきましては当面廃止されることはないと思えますし、継続して措置できるよう全力を尽くすと言って私も現場に理解を求めているところです。

国として、食料自給率、自給力の向上や米の需給の安定のための飼料用米

等への転換を確実にしていくためにも、交付金の水準を含め、現行の交付金制度は当面継続して措置されると考えてよろしいのでしょうか。御見解を伺いますとともに、こうした交付金制度は私は恒久的に必要な制度と考えますが、御見解をお聞かせください。

答弁(小泉副大臣)

ただいまお話ありましたとおり、米の需給の安定のために、年間八万トンぐらい減っていくということでございますが、これは主食用米から飼料用米などへの主食用米以外への転換を進めていく必要が極めて重要だと考えております。

水田の活用でございますが、直接支払交付金につきましては、昨年十二月に決定されました農林水産業・地域の活力創造プランにおきまして、需要のある飼料用米、麦、大豆などの本作物を進めるための所要の見直しを行ってまいるところでございます。水田で麦、大豆、飼料用米等の作物を生産した場合に主食用米との所得差が生じないようにすること、極めて大事でございますから、これを基本として、単価を設定いたしましたして支援を行っているところでございます。

当然のことながら、今後とも生産者が安定的に取り組めるよう飼料用米等の生産への支援を適切にしっかりと行ってまいりたい、このように考えて

おります。

質問(舞立)

ありがとうございます。続きましてもう一点、配合飼料工場の件です。この工場、本州では日本海側では新潟県しかございません。飼料用米を国として積極的に奨励していくのであれば、やはり掛かり増しとなっている流通経費への支援が必要だという声現場でよく聞かれています。

これについて、農林水産省は、水田活用の直接支払交付金や加工・保管施設の整備等への支援により利用促進を図ると言われておりますけれども、これらの支援は全国一律のものでございまして、遠くの配合飼料工場まで輸送しなければならぬ県にしてみれば、加工・保管施設の整備でも、稲作農家そして畜産農家に追加の負担が生じますし、条件不利性は解消されません。飼料用米への転換が進まない一因ではないかと考えております。

今般、来年度に向けて全農が飼料用米を直接買い取り、保管、流通、販売するスキームを創設する方針と伺っております。これは私も大変評価いたします。しかしながら、そこで流通経費の問題が大きく解消されるとは、まだ半信半疑の状況でございます。やはり流通経費が余り掛からない地域と相当掛かる地域との間では買取り価格等に差が設けられるのではないかと心配

です。

トン当たり数千円から五千円とか差がある中で、流通経費の負担はバカにならないと思っております。この問題を解決していくために、例えば今公共事業の方では後進地域の開発に関する国の負担割合の特例制度があつて、財政力に応じて補助率を引き上げるといったような制度がございます。こういったことも参考にしながら、加工・保管施設の整備に関しまして、各県の財政力に応じて、又はその県内に配合飼料工場がなくとも流通経費が一定の基準を上回る場合など、後年度補助率を上乗せして支援するといったようなことも異次元の対策として今こそ期間限定で実施すべきというふうに考えておりますけれども、御見解をお聞かせ下さい。

答弁(西川農林水産大臣)

今御指摘を受けました、配合飼料工場、日本海側、新潟しかない、私もよく承知しております。先生がお住まいの鳥取県は恐らく水島の工場へ持っていくと思うのです。餌米ですから価格は安い、しかし流通経費は同じだと、こういう状況の中でこの運賃問題どうするかということをお私どもも検討してきました。この運賃問題は、来年は全農が六十万トン買いますと、買いますというからには買った後の運賃等については全て全農持ちと、こう

いうことで確認をできておりますので、当面、来年の問題についてはこれで乗り切っていきたいと、こう考えております。

当面、運賃については同じような状況になるというところが見えてきました。そういう中で、他の品目の生産者の理解が得られるかとか、納税者はどう考えるだろうかとか、こういうことも総合的に判断していかなきゃならないと思っております。

しかし、餌米を、十八万トンから六十万トンになんとしても増やしたいと考えておりますので、やってみながら、これは歩きながら考えることになると思いますけれど、それで条件不利地域が生まれまいかどうか見定めながら政策を展開していきたいと考えております。

二十七年年度の予算で、産地と配合飼料工場等が連携してばら出荷での供給体制を構築する取組などを支援する事業、これは平成二十七年年度予算で新たに要求をしておりますから、この確保に全力を努めていきたいと。よろしくお願いたします。

質問(舞立)

ありがとうございます。丁寧な説明ありがとうございます。全農が全部運賃を持っていただけると、平準化していただけるというような新しい情報をいただきました。ありがとうございます。

ます。

この飼料用米の関係、転換に当たって、今の流通経費の問題、そしてコンタミの問題、そして多収性品種の本場に堅い稲を刈り取るための太い刃が必要とか、コンバインの様々な問題が指摘されております。また地方の、特に人口減少の激しい地域では、既存の共同施設の使用料、利用料、手数料などが今後維持できるのか、引き上げられるのではないかと、様々な課題がありますので、是非、現場に真摯に向き合い、丁寧な説明と対応をお願いしたいと思います。

続きまして、中山間地域等直接支払制度の延長、拡充について質問させていただきます。この制度は、中山間地域等の条件不利地域と平地とのコスト差、生産費のコスト差を支援するものでございます。中山間地域で農業を続けていく、そして発展させていく、このために必要不可欠な制度だと思っております。さきの国会で日本型直接支払制度の重要な柱の一つとして法律上位置付けていただきましたことに改めて感謝申し上げます。そして、本年度末で第三期が終わるということで来年度から新たな移行期間になりますけれども、現在、農林水産省は来年度に向けて超急傾斜地への加算給付の創設を概算要求で示されておりますけれども、このほか、この制度には地方の現場からも様々な運用の改善等に関する

要望が出されていると思っております。ほかにそういったことも含めまして見直しを検討されていることはないかお聞かせください。

答弁(三浦農村振興局長)

中山間地域等直接支払制度につきましては、平成二十七年からの第四期対策に向けまして、現場のニーズを踏まえて、一つは、特に条件の厳しい超急傾斜農地を対象とする加算措置、これに加えまして、複数の集落が連携した取組を促進するための加算措置などを講ずることとして平成二十七年概算要求に盛り込んでいるところでございます。

また、本制度におきましては、農業生産活動が適切に実施されなかった場合などにおける交付金の返還ルールが定められております。これにつきましては、現状におきましても、農業者がお亡くなりになったり、あるいは病気が高齢等の理由で農業生産活動等の継続が困難となった場合には交付金の返還を免除することとなっておりますけれども、このような返還免除の要件の更なる緩和についても現場からの御要望をいただいているところでございます。

本制度につきましては、第四期対策への移行に向けまして、現場の声も踏まえて、一方で制度の趣旨が損なわれないように留意しながら、どのような

対応が可能か検討してまいりたいと考えているところでございます。

質問(舞立)

ありがとうございます。是非、改善すべき点は改善するといったようなことで、制度の更なる発展に向けて取り組んでいただきますように、よろしくお願いいたします。続きまして、林業の活性化について質問させていただきます。

森林整備加速化・林業再生基金事業、平成二十一年度補正予算で創設されて以来、森林整備や林業再生に大変役立つ事業として、地方の現場からは非常に評価され、関係者の御尽力によってこれまで継続していただきました。それが今年度末で期限切れを迎えるところです。まずは、これまでの基金事業の評価についてお聞かせください。

答弁(今井林野庁長官)

森林整備加速化・林業再生基金事業は、平成二十一年度の補正予算で創設されて以降、地域の実情に応じまして、川上の間伐ですとか路網整備、そして川下の製材工場や合板工場などの国産材の加工流通施設の整備、さらには木造公共施設の整備に至る、そういう一体的な対策を総合的に進めてきたところでございます。

本事業の推進によりまして国産材の供給量も増加しております。木材の

自給率は、平成十四年の一八%を底に、平成二十五年には二九%にまで向上しておりますが、それにも寄与するなど、着実な成果を上げてきておりまして、林業の成長産業化を推進する上で重要な施策になっているというふうにご認識しております。

質問(舞立)

ありがとうございます。長官御指摘のとおり、この事業は地域の実情に応じて、関係者の合意の下で間伐、路網整備、木材加工流通施設、木材バイオマス利用施設の整備等、川上から本場に川下に至る対策を総合的に実施するもので、林業の成長産業化に大きく貢献し、そして多面的機能の維持、発揮、山村地域における新規就業者の増加など、本場にこれからの地方創生に欠かせない事業であると思っております。

でありますので、やはりこの事業は来年度以降も絶対に延長すべきだと考えておりますけれども、この制度の延長、拡充と必要な予算額確保に向けた大臣の決意をお聞かせください。

答弁(西川農林水産大臣)

これ、経緯からしまして、二十一年度の補正から始まりまして、努力してここまでやってきました。問題は、今年の二十六年度補正があるかどうか分かりません。分かりませんが、どういう形か、いろいろ検討しながら、でき

る限りこの事業が継続できるように努力をしてまいりたいと考えております。

質問(舞立)

ありがとうございます。是非、現下のやはり地方の景気の状態を考えますと、私は補正も絶対に必要だと思えますので、その中で絶対に勝ち取っていただきますように、よろしくお願い申し上げます。最後、水産業の活性化について質問させていただきます。

今、アベノミクスということで、円安が続いており、燃油の高止まり状況も長期化しております。漁業者にとりまして燃油の高騰は死活問題になっております。この足下の燃油高騰対策、しっかりとなされなければ、浜の活性化に取り組み以前に現場では安心して働けない状況だと私は認識しているところでございます。

こうした中で、今、水産庁、来年度概算要求で、燃油高騰対策、漁業経営セーフティネット構築等事業と言われるそうですけれども、これを前年度の四十五億円から百億円へ大幅に拡大要求されておりました、今年度設けました特別対策の延長など大きな評価ができますけれども、やはり私はもう一歩踏み込んで更なる改善をしていただきたいと思っております。

例えば、現在のセーフティネットにおけます通常対策分の補填基準価格となる七中五平均でございますが、や

はり円安の長期化などで基準価格フィングが増、じりじり今上がってきておりまして、経営頑張っても燃油の負担は大きくなるばかりといったようなことで、非常に苦しい状況でございます。そうした中で、例えば七中五ではなくて十中八とか、本年度の基準価格の水準に当面固定するといったような一層の、もう一段の見直しが必要ではないかと考えますが、どうでしょうか。

また、当然検討されていることだとは思いますが、この特別対策の延長をやっていくに当たりまして、この加入者要件も結構ありまして、例えばもうかる漁業の補助を受けている方というのは加入できないと、補助の方でやるというようなことで制限されておりますけれども、当然そのもうかる漁業、本年度で終了する方は来年度には新たに加入者に加えて救う必要があるのではないかと、そういったいろんな問題が考えられるところでございまして、現在の燃油高騰対策の延長、拡充に向けた検討状況、そして必要な予算額確保に向けた決意を最後、長官にお願いいたします。

答弁(本川水産庁長官)

御指摘のとおり、水産業にとってこの燃油というのはコストの三割から四割を占める非常に大きなものでございますので、一定の対策をずっと講じてきたところでありますが、特に一昨年

の十一月頃からの、進んでおります円安、これに伴いまして燃油価格が高騰し、高止まりをしております。その状況を踏まえて、昨年七月から、御指摘の基準価格を超えて原油価格が上昇した場合には国の負担割合を二分の四から四分の三まで引き上げる特別対策を講じたところであります。

この特別対策につきましては、平成二十六年限りの制度として措置したものであります。現下の原油価格の高止まりを踏まえて、二十七年までにおいても引き続き実施すべく、必要な予算を財務省に要求をしております。

御指摘のとおり、補填基準価格については、過去、七中五の一〇〇%、これを超えた場合に発動するということになっておりますが、やはり徐々に上昇してきておるといことで、この基準価格自体も上昇する傾向にあるわけでありまして、一方で、二十五年年度の補正予算で、省燃油活動推進事業及び省エネ機器等導入促進事業、これは二つとも燃油の使用量を減らすということを目的にした事業でございまして、今、全国の漁業者の方にこれに取り組んでいただいております。実際は、P掛けるQ、価格掛ける使用量でございますので、この使用量の削減効果、こういったものがどのような形になるのかということも十分踏まえていかなければいけないと思っております。

それから他方で、現下の原油価格、足下の原油価格の動向を見ますと、最近新聞などでも報道されており、最近でも、世界的な弱い需要を背景にして大きく低下するような状況になってきております。ただ一方で、今度は国内の価格ということであります、円安が更に進むような状況で、これは大幅な増加要因になっていく可能性がある。そういったような状況、足下で大きな変化が生じておりますので、そういう状況を踏まえて価格動向をよく注視しながら漁業経営に不安を来すことのないようにしっかりと対応してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、先ほど御指摘ありましたもうかる漁業に加入しておられる方々の取扱いでございますが、昨年の特別対策については、モラルハザードを防止する観点から十二月までに加入した方というところで措置をしております。この点についても、今財務省に要求をしておりますので、そういう中で検討を続けてまいりたいと考えておるところでございます。

質問(舞立)

ありがとうございます。以上、農業、林業、そして水産業、いずれもこの振興は本当に地方再生、地方創生にとって必要不可欠なものです。是非、現場重視で、守るものは守る、改善すべき

点は改善する、こういった姿勢で引き続き積極的に取り組んでいただきますようにお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。



2014.9.26 米子市弓浜地区の耕作放棄地視察(米子市農業委員会等と)

平成26年11月6日

- 10月15日現在のコメの作況、米価の状況及び見通し
- ふるい下米、青死米の取引状況
- 米の備蓄制度の運用見直し、さらなる米価下落対策

質問(舞立)

自由民主党の舞立昇治でございます。本日は質問時間が短いので、早速質問に入ります。米価の下落問題について質問します。一点目でございますが、

新農政スタート元年の今年、米価の下落は非常に相当な衝撃を地方に与えております。

農林水産省は、先月の委員会におきまして、米価は民間取引の中で決定されるもの、そして、収穫や販売は十月以降に本格化するので十月以降の需給動向をよく見ていく、そして、JAがしっかりと販売戦略を立てて適切な価格設定をしてもらい、しっかりと販売努力をしてもらうことが重要、そして、仮に米価の下落が生じた場合は、ナラシ対策があるほか本年度に限り未加入者にも特別対策があるので、これらで対応していきたいといったような内容の答弁をされていたと思っております。まずは十月三十日に公表された十月十五日現在の米の作況に関する調査結果について伺います。

答弁(小風統計部長)

主食用の水稲作付面積につきまして、は百四十七万四千ヘクタール、前年に比べて八・四万ヘクタール減少しております。それから、全国の十アール当たり予想収量でございますけれども、五百三十六キログラム、作況指数でいうと一〇一ということが見込まれております。

主食用の予想収量は七百八十九万トン、前年に比べて三十万トンの減少が見込まれております。

質問(舞立)

続きまして、今回の調査結果を受けて、現在の相対取引価格の動向ですとか今後の米価の見通しについて伺いさせていただきます。ありがとうございます。

答弁(松島生産局長)

まず、米の価格でございますけれども、先般、二十六年産の九月の相対取引価格、公表させていただきました。この水準は六十キログラム当たり一万二千四百八十一円ということでございます。二十五年度平均に比べて約二千円程度の低下ということになってございます。

今後の動向ということでございますけれども、先ほど統計部長から御答弁申し上げましたように、二十六年産米については生産量が三十万トン減少いたしました。七百八十九万トンとなる中で、生産面につきましては、天候不順などによりましていわゆる青死米と云われていたものが例年よりも多く発生して、実際の主食用の流通量が十七万トンから二十万トン程度減少する可能性はあるのではないかと。また、需要面では、これまでのトレンドを前提に前年比七万トンの減少を見込んでおりますけれども、九月の相対取引価格が前年よりも低下する中で、今後回復する可能性があるのではないかと。そういうような状況もあるところでございます。

いずれにしても、九月の価格というのは一年の販売量のうち一割未満

ということでございますので、今後とも、引き続き需給ですとか価格の動向を注視してまいりたいと考えております。

質問(舞立)

九月の相対が一萬二千四百八十一円と、これまでで過去最低水準になっているというのは非常に深刻だと思えます。そのような中で、先ほどの御答弁の中で、今後、価格の上昇も期待しつつ注視していくといったような答弁だったと思えますけれども、そこで、次の質問に移らせていただきますけれども、先ほど来から答弁されているように、本年は全国的にふるい下米そして青死米等が多く、その量は約二十万トンと、私は看過できない水準ではないかと思っております。

そうした中で、関係者から聞くところによりますと、一俵三百円でそうした下位等級米が買いたたかれていますという事例もあるようで、飼料用米ですとか米粉用米でも一俵二千円ぐらいの相場だと思えますので、それを考えると、深刻じゃないかなと思います。こうしたふるい下米、青死米等に関する取引状況を農林水産省は把握されているのでしょうか。もし本当にそのような劣悪な取引状況であれば、主食用米の下落と併せてダブルパンチのダメージになって、何らかの対策が必要ではないかと考えております。

この点、例えば民主党政権時に、備

蓄米の買入れを出来秋の市場価格に影響を与えないよう播種前に入札で確保する方式に変更したのですが、この見直しは、米価を市場に委ねていくという時代の流れとしては理解できなくはありませんが、いまだ市場に完全に委ねることが適当でない現状に加え、日本の食料安全保障、食の安心、安全を確保する上で、農業経営を持続可能なものとする地域政策がまだ十分とは言えない現状、そして国による米の買入れが備蓄米以外できない現状などを考慮すると、やはり全て播種前に入札するという現行制度は見直しの余地があると考えております。

例えば、為替ですら国が必要に応じて介入しているということからも、米価についてもしっかりと国が関与できる余地を残して、出来秋以降も必要に応じて緊急的な買入れができるように制度を柔軟に見直していくことも必要と考えますけれども、併せてお伺いしたいと思えます。

答弁(松島生産局長)

まず、委員からふるい下米、青死米の取引状況を農水省は把握しているのかというお話がございました。

まず、ふるい下米でございますけれども、これは、農家の皆様が自ら調整して、ふるい、一・八五ミリとか、そういったものから落ちた米をふるい下米と申しますけれども、これは副産物として、加工用や飼料用に販売され

るということになってございます。二十六年産価格については、これは民間の調査でございますけれども、現在、一俵当たり千二百円から千七百円程度で流通しているというふうに承知しているところでございます。

また、青死米でございますけれども、これは農家の方々が調整した、ふるいの上に残った中に青く着色して死んでしまった米が残るということでございます。まして、これは一般的には農家から卸売業者までは主食用の中に混ざった形で流通しております。農家に対しては、主食用米としての代金が支払われているというふうに考えているところでございます。

さらに、備蓄制度の運用についての御質問もございました。もう少し弾力的にするべきではないかというお話がございました。ただ、食糧法上、政府買入れにつきましては備蓄の円滑な運営を図るために行うものということが明記されてございまして、需給調整のために行うことにはなっていないということでございます。したがって、需給調整のために政府買入れすることには、これは適当でないというふうに考えてございます。

そういったこともございまして、現在、備蓄の運営につきましては、国の米の買入れが市場に影響を与えないように二十三年度以降は棚上げ備蓄方式というものに変更いたしました。収穫前に買入れ契約を行って、その行った

ものだけを対象にしているという実態にあるところでございます。

質問(舞立)

ありがとうございます。ふるい下米、千二百円から千七百円というのが平均ということは、千二百円なりその下で取引されているという現状もあると思えますので、やはりこれは主食用米の下落と併せてダブルダメージになっているのではないかと考えております。

そこで、次の質問に入りますけれども、今年の米価といえますのは、全体的な米の需要の減少、そして二百万トン以上の過剰在庫、そして消費税率の引上げ等による消費者の購買マインドの低迷、そして市場からの厳しい価格引下げの圧力等々から、なかなかJAがどんなに頑張っても下落はある意味やむを得ないと考えております。

そこで、そうした中で、今年、新農政元年でございますけれども、確かに新農政の政策の方向性といえますのは、需要に応じた生産振興、農地を担い手に八割集積、そして生産コストを四割効率化、そして日本型直接支払でしっかり支える、こういう基本は、方向性は間違っていないと思えますし、私は正しいと思っております。

しかしながら、この飼料用米への転換も、農地の中間管理事業も、そして日本型直接支払の取組も、さらには収入保険の検討もスタートしたばかりで、

いまだ改革に参加する生産者は少ない状況でございます。要は、農村の現場では昨年とほとんど変わっていないというのが現状でございます。そうした中では、やはり政策もその状況にに応じて柔軟に対応していく必要があるのではないかと思います。

よく参考資料の方で、今の米の生産コスト、一俵当たり全国平均一万六千円、そして十五ヘクタール以上になると一万一千円ということ、これから例えば十年後に四割の削減が達成できたとしたら一万円弱になるわけでございまして、仮に今、米の生産コストが全国平均で一万円弱になっているというのであればそこまで心配する必要はないと思うのですが、今は平均で一万六千円も掛かるという現状を基に考える必要があると思います。そして、日本の国土面積、七割は中山間地域でございます。国連も今年は国際家族農業年として評価しておりますように、日本の農業スタイルというものは、やはり家族農業が基本、重要であるということも忘れてはならないというふうに考えております。そうした状況にありまして、今年の米価下落への対応に当たりましては、戸別所得補償の半減ですとか米価変動補填金制度の廃止等の影響が大きくて、やはり現行の制度だけでは少し不十分ではないかと考えているところでございます。

この点、過去、備蓄米の政府買入れを需給と関わりのない播種前入札に変

更したことで、そして全国米穀取引・価格センターを廃止したことなど、米の需給調整に関する政府の役割は非常に大きく後退しているということは、ある程度は考える余地が、見直しの余地があるのではないかと考えております。食糧法の規定でも、国は需給調整にしっかりと努めるというふうに書いております。

言いたいことといたしましては、新農政元年の今年におきまして、国が求める、実施しようとする改革に現場がまだ十分に追いついていない状況の中でございますので、そこは、やはり食糧法に基づいて生産者、特に生産調整に参加している皆様の自主的な努力を支援して、再生産可能な農業経営を実現するためにも、そして国の目標であります農業所得の倍増を実現していくためにも、備蓄米の取扱いを見直すとか、米穀機構への支援を通じて何らかの特別対策を実施するとか、ナラシ対策を拡充するとか、何らかのやはり国としての追加支援策が、つまり補正予算が必要だと考えておりますが、最後、大臣の御見解をお伺いします。

答弁(西川農林水産大臣)

新農政元年ということで、我々も改革を目指して今実施に取り組んでいきます。そういう中で、今年の米価が大変低くなったわけでありまして、心配は私もこれはしております。そういう中で今の対応策、何がある

かというところ、収入減少影響緩和対策事業、さらには入っていない人たちにも国庫の半分を出しますと、これしか今のところないのですね。それで、備蓄についてももう棚上げ方式でやっていることと、これ決まったわけで、国がなかなか介入できない。こういうことではあります。そういう中で来年、飼料用の米はやってもらおうということではあります。与党の中でも様々な議論が出てきていることは承知しております。そのため、これからも現場の声に耳を傾けながら適切に対応していく考えであります。

質問(舞立)

ありがとうございます。財政上、予算上の制約がある中で、本年度の当初予算におきましてはできる限りの予算措置をしていただいたと私も感謝しておりますけれども、昨年も委員会では指摘させていただきましたように、今の日本の農業予算はアメリカやEUに比べてまだまだ少ないと認識しております。

ましてや、今年の米の状況、新農政がスタート直後でまだ普及していない現状を考えますと、現場に明るいメッセージを与えるのは国しかできませんので、是非現場の実態を注視していただきまして、今回の制度改正の検証、つまり地域の実態を踏まえたモデル農家の所得検証等々を早急に行っていた

ように、適宜適切に改善策を講じていただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

インターネットで審議中継動画がご覧頂けます

- ①まずは
- ②『参議院インターネット審議中継』というサイトへとびます。
- ③会議名や発言者からの検索がありますので観たい審議中継の絞り込みができます。

※動画の視聴は windows のみとなっております。



第187回臨時国会で成立した主な法律の概要

1. 閣法（内閣提出法律案）

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年11月19日法律第109号）

① 概要

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、以下の措置を講ずる。

- ・ 都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務づけ
- ・ 都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務づけ
- ・ 土砂災害警戒区域の指定があつた場合の市町村地域防災計画への記載追加等

② 施行日

公布日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日

○ 関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成26年11月19日法律第110号）

① 概要

日豪経済連携協定（平成26年7月8日署名済）を実施するため、所

要の規定の新設及び整備を行う。主な規定事項は以下のとおり。

- (1) 豪州産牛肉に係る特別セーフガード措置関係
- (2) 豪州産麦（飼料用）の関税撤廃関係
- (3) 原産品確認手続関係等

② 施行日

日豪経済連携協定の発効日



2014.8.14 鳥取しゃんしゃん祭

○ 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律（平成26年11月21日法律第113号）

① 概要

テロ行為を容易にする目的で「土地、建物、物品、役務」を提供した場合も処罰の対象とし、10年以下の懲役または1千万円以下の罰金を科す。

処罰対象者の範囲も、テロリストに直接利益を提供する協力者だけではなく、テロリストを間接的に支援する協力者にも拡大する。

② 施行日

公布日から20日を経過した日から施行



2014.8.20 打吹囲碁交流会（倉吉市）

○ 災害対策基本法の一部を改正する法律（平成26年11月21日法律第114号）

① 概要

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る以下の措置を講じる。

- ・ 道路管理者は、区間を指定し、(1)緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令、(2)運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動。



2014.8.23 五月田かんがえ地蔵祭り（智頭町）

- ・ やむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。等

② 施行日
公布日から施行



2014.9.1 琴浦町誕生10周年記念式典

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成26年11月21日法律第115号）

① 概要

- ・ 現在、政令により暫定的に二類感染症として扱われている鳥インフルエンザ(H7N9)及び中東呼吸器症候群(MERS)を二類感染症に位置づける。
- ・ 国民に重大な影響を与える感

- ・ 染症の疑いがある場合、知事（緊急時は厚労大臣）は、全ての感染症の患者等に対し血液など検体の採取等に応じることを要請できる旨の規制を整備。

② 施行日
公布日から起算して2月を経過した日



2014.8.4 三朝温泉ほっとプラ座 竣工記念式

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年11月27日法律第117号）

① 概要

- ・ 資金洗浄（マネー・ロンダリング）対策を強化するもので、(1)疑わしい取引の届出に関する判断の方法、(2)外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、(3)犯罪収益移転危険度調査書の作成等に係る

- ・ 国家公安委員会の責務等を定める。

② 施行日
公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

○ 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成26年11月27日法律第118号）

① 概要

- ・ 不当表示（食材偽装）による顧客誘引を防止するため、課徴金制度を導入する。
- ・ 一般消費者の被害の回復を促進する観点から、返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の減額等の措置を講じる。

② 施行日
公布日から1年6月以内に施行



2014.10.4 南部町町制施行10周年記念式典



2014.10.5 岩美町制施行60周年記念式典

○ 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成26年11月27日法律第120号）

① 概要

- ・ 日本環境安全事業株式会社を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改組する。
- ・ 福島第1原発事故の除染で発生した汚染土などの中間貯蔵に係る事業を追加。
- ・ 中間貯蔵施設は使用開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了させると明記された。

② 施行日
平成26年12月内において政令で定める日

○ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍

結等に関する特別措置法（平成26年11月27日法律第124号）

① 概要

国連安保理決議千二百六十七号等が国際的なテロリズムの行為を非難し、全加盟国に対しテロ行為の防止・抑止のために国際テロリストの財産凍結等を求めていることを踏まえ、安保理がテロリストに指定した人物の財産運用を国が規制するもの

② 施行日

公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日



2014.10.4 とっとりきのこまつり(鳥取市)

○ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(平成26年11月27日法律第125号)

① 概要

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が来年3～5月中に満了する実情に鑑み、これら選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一（投票日を4月12日、26日）するとともに、これに伴う公職選挙法の特例等を定めるもの。

② 施行日

公布日から施行
月26日
・ 都道府県及び指定都市の議会の議員及び長 4月12日
・ 指定都市以外の市、特別区、町村の議会の議員及び長 4月26日



2014.10.12 隼駅まつり

○ 地域再生法の一部を改正する法律

(平成26年11月28日法律第128号)

① 概要

地域の活力の再生を総合的かつ効

果的に推進するため、以下の措置等を講じる。

- ・ 国に対する新たな支援措置等の提案制度の創設
- ・ 認定手続き・提出手続きのワンストップ化
- ・ 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別措置の追加
- ・ ※農林水産業の振興のために6次産業化に係る施設等を整備する場合の農地転用許可の特例（例：農畜産物の加工・販売施設等の整備）等

② 施行日

公布日から3月を超えない範囲内で政令で定める日



2014.10.19 湯梨浜町制施行10周年記念式典

○ 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

(平成26年11月28日法律

① 概要

第131号)
2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、競技用空気銃を射撃できる下限年齢を14歳から10歳に引き下げるほか、災害により猟銃を亡失した者等について、猟銃の許可基準の特例等を定める。

② 施行日

公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日



2014.10.26 街頭活動(鳥取駅前)

○ まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）

① 概要

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正



2014.11.15 日野川源流林業まつり(日南町)

- ・ し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためにも、まち・ひと・しごとこの創生が重要となっていることに鑑み、以下の措置を講じる。
- ・ まち・ひと・しごと創生についての基本理念を定める
- ・ 人口減少対策や地域社会の活性化を図る施策の実施を「国の責務」と定める
- ・ 国は5年間で取り組む対策や2020年時点の目標を盛り込んだ総合戦略を作成
- ・ 都道府県は国の総合戦略を踏まえて都道府県の総合戦略を、市町村は国の総合戦略及び都道府県の総合戦略を踏まえて総合戦略を作成するよう努力
- ・ 「まち・ひと・しごと創生本部」を設置する 等



2014.11.17 ジオパーク議連による政府への要請活動

- ② 施行日
原則として公布日

- 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(平成26年11月28日法律第137号)

- ① 概要

5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く高度な専門的知識等を有する有期雇用労働者等について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間(現行5年)を延長する特例を設ける。

- ② 施行日

平成27年4月1日

2. 議員立法

- サイバーセキュリティ基本法(平成26年11月12日法律第104号)

- ① 概要

我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関して基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにして、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置する。

- ② 施行日

原則として公布日



2014.11.24 八頭町合併10周年記念式典

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律(平成26年11月19日法律第111号)

- ① 概要

捕獲従事者の猟銃技能講習に係る特例(銃砲刀剣類所持等取締法の

- ② 施行日

猟銃所持許可の更新等の申請をした場合に、同法の技能講習に係る規定の適用を除外すること)の期限を2年延長し、平成28年12月3日までとする。

公布日



2014.10.26 第12回因州若桜鬼つこまつり(若桜町)

- 社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成26年11月21日法律第116号)

- ① 概要

個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限を60万円から120万円に引き上げる

・ 裁判所において、社会保険に関する事項について、補佐人として弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述する

- ・ ことができることとする
- ・ 社員が一人の社会保険労務士法人の設立等を可能とする等

② 施行日

公布日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日



2014.12.5 県道日野溝口線矢倉峠工区開通式典

- 外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年11月27日法律第119号）

① 概要

- ・ 日本の領海及び排他的経済水域（EEZ）における外国漁船のサンゴ密漁の実態等を踏まえ、以下のとおり罰則を強化する。
- ・ 外国人による領海内での操業、

- ・ 排他的経済水域（EEZ）内の無許可操業への罰金を最高3千万円に引き上げる
- ・ 立入検査の拒否等に関する罰金を漁業法とは別に定め、その拒否等に関し、漁業法における罰則より重い3百万円以下の罰金を設ける

② 施行日

公布日から起算して10日を経過した日



2014.11.9 琴浦町若旦那商店街まつり

- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年11月27日法律第121号）

① 概要

- ・ ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者が死亡した場合、当該配偶者等に対し生活の安定を図るため、特定配偶者等

- ② 支援金を支給するもの。

② 施行日

公布日



2014.11.22 北栄ふれあい農業祭

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年11月27日法律第122号）

① 概要

- ・ 危険ドラッグの濫用状況に鑑み、危険ドラッグに対する規制強化を図るべく、以下の措置を講じる。
- ・ 検査命令及び販売等停止命令の対象の拡大
- ・ 販売等停止命令の対象となつた同種商品に対する全国一律の販売禁止
- ・ 広告規制の拡充
- ・ インターネットにおける違法広告について事業者が送信防

② 施行日

公布日から起算して20日を経過した日から施行



2015.1.10 境港鮮魚仲買協同組合新年会

- 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成26年11月27日法律第123号）

① 概要

- ・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等がおかれている状況に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完し、その良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを追加。
- ・ 滞在援助金の支給対象の拡大

- ・ 止措置を講じた場合の損害賠償責任の制限 等

- ② 施行日
平成27年1月1日
- ・ (被害者の配偶者、子及び孫を加える)
 - ・ 老齢給付金の創設
 - ・ 配偶者支援金の創設
 - ・ 拉致被害者等給付金の支給の特例(支給期間を10年から15年へ延長)等



2014.12.23 平成26年度「だいせんホホワイトリゾートオープニングセレモニー」

- 概要
- ① 最近の私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ被害防止法)(平成26年11月27日法律第126号)

最近の私事性的画像記録の提供等による被害の実情に鑑み、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止するため、以下の措置を講じる。

- ・ 元交際相手らの性的な画像などをインターネット

- ② 施行日
原則として公布日
- ・ 上に流出させる行為に懲役3年以下の罰則等を科す
 - ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例を設ける被害者に対する支援体制を整備する等



2015.1.3 日吉津村成人式

- 概要
- ① 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年11月27日法律第127号)

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに

- ② 施行日
原則として公布日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日
- ・ 鑑み、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、以下の措置を講じる。
 - ・ 国による基本指針の策定
 - ・ 市町村による空家等対策計画の作成
 - ・ 市町村による空家等の対策推進に必要なその他の事項の策定等



2015.1.10 あいサポート とっとりフォーラム15

- 概要
- ① 財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律(平成26年11月28日法律第132号)

東京所在の九段会館の建物及び土地が、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられ

- ② 施行日
公布日
- ている現状に鑑み、政府が、
- ①民間事業者に対して建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとする
 - ②その建物の一部を取得し、日本遺族会に無償で貸し付けることができることとするもの。



2015.1.23 山陰近畿自動車道 整備推進東京大会



2015.1.17 伯耆町制10周年記念式典

まいたち昇治事務所



◀まいたち昇治公式 HP
<https://maitachi.com>

まいたち昇治 検索

鳥取 〒680-0832 鳥取市弥生町222
倉吉 〒682-0022 倉吉市上井町1丁目129
米子 〒683-0067 米子市東町177東町ビル

facebook
まいたち公式ページ
<https://www.facebook.com/shouji.maitachi>

g+
<https://plus.google.com/+Maitachi/posts>

TEL:0857-21-5320/FAX:0857-21-5323
TEL:0858-24-5028/FAX:0858-24-5128
TEL:0859-37-5016/FAX:0859-33-5716

Ameba
公式ブログ
<http://ameblo.jp/maitachi/>

YouTube
まいたちチャンネル
<http://www.youtube.com/maitachishouji>